

I L O 94 号条約とは

I L O（アイルター:国際労働機関）は 1919 年に、国際連盟（現在は解散して、国際連合に移行）と共に生まれ、国際連合と協定を結んだ最初の専門機関であり、日本は創設当時から参加しています。

I L O 総会では、最低限の労働基準と広範な政策設定をしており、働く世界に関わるほとんどすべての事項を網羅する条約と勧告が採択されています。

I L O 第 94 号条約「公契約における労働条項に関する条約」の目的は次の 2 点です。

- ①人件費が公契約に入札する企業間で競争の材料にされている現状を一掃するため、すべての入札者に最低限、現地で定められている特定の基準を守ることを義務づける。
- ②公契約によって、賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませる。

この考え方のベースとなっているのは、「住民の税金を使う公的事業で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者たる公的機関は、それを確保するための責任を負っている」ということです。

I L O 第 94 号条約は現在、批准が奨励される条約の一つに分類されており、2008 年 6 月 1 日現在 60 カ国で批准されていますが、残念ながら日本は未批准です。

これまでの自民党政府は、
“公契約履行のための業務であるか否かを問わず、民間部門の賃金その他の労働条件は関係当事者の労使間で合意されるべきものであり、労働基準法違反の場合を除き、政府が介入するのは不適當であろう”
として、批准の意思がないことを明らかにしていました。